

第47回「少年の主張」熊本県大会審査要領

第47回「少年の主張」熊本県大会の審査（事前の原稿審査を含む。）を適正に実施するため、この審査要領を定めるものとする。

1 審査会

審査会は、熊本県、熊本県教育委員会及び熊本県青少年育成県民会議の三者で構成し、6名以内とする。

2 審査方法等

(1) 選考者数

① 事前審査

審査会は、事前審査会において原稿審査を行い、次のとおり県大会出場者13人を決定する。

- ・市町村立学校（熊本市、山鹿市を除く）各広域本部・地域振興局1人（計9人）
- ・熊本市立学校（中学校、特別支援学校）・・・・・・・・・・1人
- ・山鹿市立中学校・・・・・・・・・・1人
- ・国立、県立、私立学校（中学校、特別支援学校）・・・・・・・・1人
- ・開催地推薦（熊本市）・・・・・・・・・・1人

② 県大会審査

審査会は、県大会において、出場者の中から、最優秀賞1人、優秀賞2人、奨励賞3人及び入選7人を選考する。

(2) 審査基準

① 事前審査

ア 採点のポイント

- （ア）中学生らしい鋭い感性で、新鮮な主張であるか。
- （イ）新しい情報や視点であるか。
- （ウ）個人の体験にとどまらず、一般性・社会性があるか。
- （エ）提案や提言を実現・実践する意欲が感じられるか。
- （オ）論旨が一貫し、構成がしっかりしているか。

イ 採点の方法

- （ア）各広域本部・地域振興局及び熊本市教育委員会、山鹿市教育委員会、くらしの安全推進課でそれぞれ選出された3名の被推薦者に1位から3位まで順位をつける。（1位：3点、2位：2点、3位：1点）
- （イ）最高点の生徒を各地域の代表とする。
- （ウ）点数が同点の場合は、必要に応じ審査委員で審議の上、決定する。

② 県大会審査

ア 採点のポイント

- （ア）主張の内容が共感と感銘を与えているか。
- （イ）説得力のある話し方であるか。
- （ウ）話しぶりに熱意と迫力があるか。
- （エ）落ち着いて話しているか。
- （オ）5分程度で発表できたか。

イ 採点の方法

アのポイントにより総合評価を行い、満点を20点とする。

ウ 入賞者の決定

県大会審査の採点結果により、上位から最優秀賞（1人）、優秀賞（2人）、奨励賞（3人）、入選とする。

なお、点数が同点の場合は、必要に応じ審査委員で審議の上、決定する。

※ 事前審査については、県大会出場者を決定するために行い、点数は県大会審査には持ち越さないものとする。